

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
に定める施策に関する評価書
(平成20年7月31日～25年7月30日)

ホームレス対策の推進方策
各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。(厚生労働省職業安定局)																						
事業概要及び実績	<p>地方自治体、民間団体、有識者等から構成されるホームレス等就業支援協議会に対して委託している「ホームレス等就業支援事業」の中で、対事業主に啓発等を行うリーフレットを作成・配布することなどを行った。</p> <p>【リーフレット作成・配布枚数】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>48,969部</td> <td>40,000部</td> <td>31,000部</td> <td>22,000部</td> <td>32,500部</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	48,969部	40,000部	31,000部	22,000部	32,500部
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
48,969部	40,000部	31,000部	22,000部	32,500部																		
予 算 額	20年度	316,925 千円	21年度	305,971 千円	22年度	319,185 千円	23年度	276,446 千円	24年度	277,012 千円	25年度	279,465 千円										
評価・今後の方向性	ホームレス問題に関する事業主等の理解を深めることについて一定の効果があつたと考えられるが、一層の理解を深めるために地道な啓発の取り組みが必要であり、今後とも引き続き実施する。																					

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、また、民間団体とも連携を図り、それらの情報提供に努める。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績

自立支援センター設置地域のハローワークに求人開拓推進員を配置し、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓、求人情報の収集・提供を行うとともに、これを自立支援センター内で行われる職業相談等に活用した。
また、民間団体も参画して実施する「ホームレス等就業支援事業」において就業開拓推進員を配置し、雇用関係による求人のみならず、請負関係などによる軽作業などを含め、ホームレスの就職・就業に結びつく可能性の高い就職・就業機会を確保し提供した。

○ハローワークに配置した求人開拓推進員の業務実績

【確保求人数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,506人	2,132人	1,740人	2,246人	1,850人

○「ホームレス等就業支援事業」の業務実績

【確保求人数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
3,192件	2,775件	3,351件	3,396件	3,449件
10,652人	6,906人	8,236人	8,359人	8,888人

【確保就業(請負)機会数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
466件	160件	56件	52件	30件
2,536人	1,041人	512人	428人	335人

予 算 額

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
352,343 千円	336,667 千円	352,603 千円	319,492 千円	314,740 千円	320,567 千円

評価・今後の方向性

ハローワークに配置した求人開拓推進員によって確保された求人数及び「ホームレス就業支援事業」によって確保された求人数、就業(請負)機会数については、年度によって増減はあるものの、ホームレスの就職・就業の拡大に寄与しており、今後とも引き続き実施する。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、きめ細かな職業相談等を実施する。
また、ホームレスの就職後の就業の安定を図るために、民間団体との連携を図り、必要に応じ、職場定着指導等の援助を行う。
(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績

自立支援センター設置地域のハローワークに配置した就職支援ナビゲーターを、自立支援センターを巡回し、自立支援センター内で、自立支援センターの行う各種生活相談等と連携したきめ細かな職業相談を行うとともに、就職後の就業の安定を図るための職場定着指導を行った。

また、民間団体も参画して実施する「ホームレス等就業支援事業」において就業支援員を配置し、職業相談・キャリアカウンセリングなどを行った。

○ ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの自立支援センター内での業務実績

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
22,894件	29,493件	27,849件	24,886件	24,456件

【就職件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,799件	2,576件	2,595件	2,397件	2,355件

【職場定着指導件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
93件	43件	13件	82件	731件

○ 「ホームレス等就業支援事業」の業務実績

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
5,868件のうち数	3,616件	3,463件	3,493件	3,806件

※ 平成20年度については、ホームレスと住居喪失不安定就労者の業務実績が不可分のため全体のうち数としている。

予 算 額

20年度	427,701 千円	21年度	467,005 千円	22年度	483,943 千円	23年度	471,248 千円	24年度	470,698 千円	25年度	438,209 千円
------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------

評価・今後の方向性

ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターは自立支援センター内で職業相談、職場定着指導等を行っており、ホームレスの就職の実現、就職したホームレスが離職等により再びホームレスになることの抑止に一定の効果을あげている。また、「ホームレス等就業支援事業」についても、ホームレスの就職・就業の実現に対して一定の効果을あげている。いずれも、今後とも引き続き実施する。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、事業所での一定期間の試行雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応の促進を図る。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績

ハローワークのあっせんによって事業所における一定期間の試行的雇用を行う「試行雇用事業」を、ホームレスに対して実施することにより、ホームレスの新たな職場への円滑な適応と常用雇用への移行の促進を図った。

【試行雇用事業対象者数(ホームレス分)】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
58人	69人	21人	19人	23人

予 算 額

20年度	14,796 千円	21年度	12,312 千円	22年度	10,044 千円	23年度	10,152 千円	24年度	8,532 千円	25年度	6,360 千円
------	--------------	------	--------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------	------	-------------

評価・今後の方向性

ホームレスの新たな職場への円滑な適応と常用雇用への移行の促進に一定の効果をあげている。なお、平成25年度より奨励金の整理・統合の観点から、障害者トライアルを除き、一本化することとしている。

オ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施する。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績	<p>ホームレスの就業の機会を確保するため、地方自治体、民間団体等から構成されるホームレス等就業支援協議会に「ホームレス等就業支援事業」を委託し、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習及び就職支援セミナー等を総合的に実施した。</p> <p>○ 「ホームレス等就業支援事業」の業務実績</p> <p>【職業相談件数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>5,868件のうち数</td> <td>3,616件</td> <td>3,463件</td> <td>3,493件</td> <td>3,806件</td> </tr> </table> <p>※ 平成20年度については、ホームレスと住居喪失不安定就労者の業務実績が不可分のため全体のうち数としている。</p> <p>【確保求人数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>3,192件</td> <td>2,775件</td> <td>3,351件</td> <td>3,396件</td> <td>3,449件</td> </tr> <tr> <td>10,652人</td> <td>6,906人</td> <td>8,236人</td> <td>8,359人</td> <td>8,888人</td> </tr> </table> <p>【確保就業（請負）機会数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>466件</td> <td>160件</td> <td>56件</td> <td>52件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>2,536人</td> <td>1,041人</td> <td>512人</td> <td>428人</td> <td>335人</td> </tr> </table> <p>【職場体験講習受講者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>1,086人</td> <td>989人</td> <td>713人</td> <td>982人</td> <td>735人</td> </tr> </table> <p>【就業支援セミナー受講者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>2,794人</td> <td>1,600人</td> <td>1,305人</td> <td>1,325人</td> <td>940人</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	5,868件のうち数	3,616件	3,463件	3,493件	3,806件	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	3,192件	2,775件	3,351件	3,396件	3,449件	10,652人	6,906人	8,236人	8,359人	8,888人	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	466件	160件	56件	52件	30件	2,536人	1,041人	512人	428人	335人	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	1,086人	989人	713人	982人	735人	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	2,794人	1,600人	1,305人	1,325人	940人
	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																																																			
5,868件のうち数	3,616件	3,463件	3,493件	3,806件																																																																				
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																																																				
3,192件	2,775件	3,351件	3,396件	3,449件																																																																				
10,652人	6,906人	8,236人	8,359人	8,888人																																																																				
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																																																				
466件	160件	56件	52件	30件																																																																				
2,536人	1,041人	512人	428人	335人																																																																				
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																																																				
1,086人	989人	713人	982人	735人																																																																				
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																																																				
2,794人	1,600人	1,305人	1,325人	940人																																																																				
予 算 額	20年度	316,925 千円	21年度	305,971 千円	22年度	319,185 千円	23年度	276,446 千円	24年度	277,012 千円	25年度	279,465 千円																																																												
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方公共団体、NPO等の団体で構成される協議会に「ホームレス等就業支援事業」を委託し、そのノウハウを活用した就業支援を実施し、一定の効果を上げており、今後とも引き続き実施する。</p>																																																																							

カ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績	<p>ハローワークと民間団体との連携の下で、技能労働者として必要な技能の習得・免許資格等の取得を図るための技能講習を行う「日雇労働者等技能講習事業」を、ホームレスに対して実施した。</p> <p>【日雇労働者等技能講習事業の受講修了者数(ホームレス分)】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>2,383人</td> <td>1,968人</td> <td>2,196人</td> <td>2,367人</td> <td>1,962人</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	2,383人	1,968人	2,196人	2,367人	1,962人
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
2,383人	1,968人	2,196人	2,367人	1,962人																		
予 算 額	20年度	265,012 千円	21年度	234,017 千円	22年度	241,132 千円	23年度	324,594 千円	24年度	306,556 千円	25年度	222,745 千円										
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの技能の習得や免許資格等の取得を促進を通じた就職・就業の可能性の向上に一定の効果をあげており、今後とも引き続き実施する。</p>																					

キ 常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ ホームレス能力活用推進事業
都市雑業的な仕事を中心に情報収集を行い、ホームレス自立支援センター等に求人情報を提供する。

【都市雑業的な仕事の情報収集・提供の実績 / 事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
26件/ 2自治体	22件/ 2自治体	18件/ 2自治体	72件/ 5自治体	83件/ 5自治体

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、実績件数は年度により増減はあるものの、本事業の実施を通じて、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、常用雇用に向けた過渡的、暫定的な就労に一定程度寄与しているものと考えられる。今後も、ホームレスの個々の事情にきめ細かく対応できるよう、事業を継続することとする。

ク ホームレスの就業による自立を支援するに当たっては、民間団体を活用することも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たっては、民間団体の活用を図る。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績

ホームレスに対して、技能労働者として必要な技能の習得・免許資格等の取得を行わせる「日雇労働者等技能講習事業」を実施するに当たって、民間団体（NPO法人等）を活用している。
また、「ホームレス等就業支援事業」の実施を担う協議会の構成員にNPO団体等を参画させることで、民間団体を活用し、ホームレスのニーズに応じた求人の開拓・情報提供等の就業機会を増やすための各種事業を行っている。

○ 「日雇労働者等技能講習事業」の民間団体活用実績

【民間団体数／全体】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体	7団体/7団体

○ 「ホームレス等就業支援事業」の民間団体活用実績

【民間団体数／全体】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体	4団体/4団体

予 算 額

20年度	581,937 千円	21年度	539,988 千円	22年度	560,317 千円	23年度	601,039 千円	24年度	583,568 千円	25年度	502,210 千円
------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------

評価・今後の方向性

「日雇労働者等技能講習事業」や「ホームレス等就業支援事業」において、ホームレスの生活実態に深い知見を有するとともにホームレスからの信頼を寄せられている民間団体が、事業を実施することにより、事業の実効性が確保されていると考えられ、今後とも引き続き民間団体の活用を図っていく。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このためには、国、地方公共団体等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策の展開を図ることが重要である。

ア 中高年の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、単身入居や優先入居の制度の活用等に配慮する。

また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅にかかわる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。（国土交通省住宅局）

事業概要及び実績	自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対して、事業主体において公営住宅への優先入居等の制度の活用等に配慮するよう要請した。また、平成18年度より、ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業を実施する社会福祉法人等に、公営住宅を使用させることを可能としている（平成25年4月現在、18戸を活用中）。											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	公営住宅への優先入居等について一定の成果が上がっており、引き続き、地方公共団体に対して優先入居等の制度の活用等について配慮をお願いする。											

ア 中高年の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、単身入居や優先入居の制度の活用等に配慮する。

また、地方公共団体において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、民間賃貸住宅にかかわる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう努める。（国土交通省住宅局）

事業概要及び実績	地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局等の各主体が構成員となる居住支援協議会は、平成24年11月30日時点で全国に27協議会が設立された。また住宅セーフティネット基盤強化推進事業において、居住支援協議会が行う、ホームレス等の住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援した。											
予 算 額	20年度	一億円	21年度	一億円	22年度	一億円	23年度	5.2億円 の内数	24年度	7.0億円 の内数	25年度	4.5億円 の内数
評価・今後の方向性	居住支援協議会の設立の増加により、民間賃貸住宅にかかわる団体と自立支援センターその他福祉部局との連携強化に寄与していると認識している。引き続き、居住支援協議会の設立を促すとともに住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援していきたい。											

イ 民間賃貸住宅にかかわる団体に対し、以下の事項を要請する。

<p>(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。(国土交通省住宅局)</p>												
事業概要及び実績	<p>地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅の空家情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう、民間賃貸住宅に関わる団体に要請。(平成20年9月)</p>											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	<p>地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、民間賃貸住宅に関する情報の提供など、入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することは重要であり、引き続き、民間賃貸住宅に関わる団体に自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう要請することとする。</p>											

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。
(国土交通省住宅局)

事業概要及び実績	民間賃貸住宅の入居時に必要となる保証人に代わる民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう、民間賃貸住宅に関わる団体に要請。(平成20年9月)											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、民間の保証会社等に関する情報の提供など、入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することは重要であり、引き続き、民間賃貸住宅に関わる団体に自立支援センターその他福祉部局との連携を図るよう要請することとする。											

(ウ) 研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。(国土交通省住宅局)

事業概要及び実績	自立の意志のあるホームレスの、住宅への入居支援等による安定した居住場所の確保等、法の趣旨などを研修等により周知するよう、民間賃貸住宅に関わる団体に要請。(平成20年9月)											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、安定した居住の場所を確保することは重要であり、引き続き、民間賃貸住宅に関わる団体に法の趣旨などを研修等により周知するよう要請することとする。											

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等と密接な連携を図り、効果的な結核対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所等において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行うなど、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。(厚生労働省健康局)												
事業概要及び実績	保健所などにおいて窓口や巡回により実施する健康相談等に対し、国庫補助を行っている。 【国庫補助実績】 (平成20年度) 8件 (平成21年度) 9件 (平成22年度) 9件 (平成23年度) 9件 (平成24年度) 8件											
予 算 額	20年度	5,103 千円	21年度	5,103 千円	22年度	5,103 千円	23年度	5,103 千円	24年度	5,103 千円	25年度	5,103 千円
評価・今後の方向性	巡回による健康相談等の保健サービスを実施するとともに、医療機関等と連携を図るなど、ホームレスの健康対策を推進することにより、その自立を支援することができており、今後においても、ホームレスの健康の維持・改善を図るため当該事業を引き続き実施する。											

イ 保健所等は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、これらの者について継続的な相談及び支援を実施する。（厚生労働省健康局）

事業概要及び実績	保健所などにおいて窓口や巡回により実施する健康相談等に対し、国庫補助を行っている。 【国庫補助実績】 (平成20年度) 8件 (平成21年度) 9件 (平成22年度) 9件 (平成23年度) 9件 (平成24年度) 8件											
予 算 額	20年度	5,103 千円	21年度	5,103 千円	22年度	5,103 千円	23年度	5,103 千円	24年度	5,103 千円	25年度	5,103 千円
評価・今後の方向性	巡回による健康相談等の保健サービスを実施するとともに、医療機関等と連携を図るなど、ホームレスの健康対策を推進することにより、その自立を支援することができおり、今後においても、ホームレスの健康の維持・改善を図るため当該事業を引き続き実施する。											

ウ 結核に罹患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等による服薬対面指導等を実施する。（厚生労働省健康局）

事業概要及び実績	<p>結核に関する特定感染症予防指針による結核に係る定期の健康診断及び予防接種法による結核に係る予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施のもとに、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進を図るものである。</p> <p>【結核患者罹患率の推移】（人口10万人対比）</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>（平成20年）</td> <td>（平成21年）</td> <td>（平成22年）</td> <td>（平成23年）</td> <td>（平成24年）</td> </tr> <tr> <td>19.4人</td> <td>19.0人</td> <td>18.2人</td> <td>17.7人</td> <td>—人</td> </tr> </table>												（平成20年）	（平成21年）	（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）	19.4人	19.0人	18.2人	17.7人	—人
（平成20年）	（平成21年）	（平成22年）	（平成23年）	（平成24年）																		
19.4人	19.0人	18.2人	17.7人	—人																		
予 算 額	20年度	422百万円 の内数	21年度	403百万円 の内数	22年度	403百万円 の内数	23年度	303百万円 の内数	24年度	272百万円 の内数	25年度	251百万円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>結核患者罹患率は着実に減少している。</p> <p>感染症法に基づく国の指針及び都道府県の予防計画を踏まえ、調査研究事業や各自治体の実情に応じた施策（直接服薬確認療法等）を推進することにより、結核患者罹患率の減少に向けた結核対策を実現する。</p>																					

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。（厚生労働省医政局）

事業概要及び実績	<p>応招義務については、記載した全国医政主管課長会議（平成16年3月15日）で各都道府県等に対して改めて周知したところであるが、現在も都道府県や医療機関等からの個別の相談に対して、応招義務についての詳細な説明を行うなど、その周知に努めている。</p>											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	<p>当該義務について、各都道府県に対しての周知等や個別の相談対応を行うことにより、一定の効果が挙がっており、引き続き必要に応じて周知に努めるものとする。</p>											

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	無料低額診療事業の取扱い患者におけるホームレス患者の内数（延べ数） 17,440人（平成21年4月1日～平成22年3月31日の実績）											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	19年度から行っている実態調査によると、ホームレス患者の利用者数は相当程度おり、ホームレスの健康の維持・改善に寄与しているものと評価できる。											

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号の無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	ホームレスへの生活保護適用開始件数 31,843件（平成23年） （うち）医療機関において生活保護を開始した件数 4,472件（14.0%）											
予 算 額	20年度	19,669億円 の内数	21年度	20,585億円 の内数	22年度	22,006億円 の内数	23年度	25,676億円 の内数	24年度	27,924億円 の内数	25年度	28,224億円 の内数
評価・今後の方向性	医療が必要なホームレスなど支援を必要とする者に対しては、生活保護の適用が行われているところであり、今後とも、適正に生活保護が適用されるように努めていく。											

オ 保健所等は、ホームレスに対し保健医療サービスの充実が図られるよう、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。（厚生労働省健康局）

事業概要及び実績	保健所などにおいて窓口や巡回により実施する健康相談等に対し、国庫補助を行っている。 【国庫補助実績】 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) 8件 9件 9件 9件 8件											
予 算 額	20年度	5,103 千円	21年度	5,103 千円	22年度	5,103 千円	23年度	5,103 千円	24年度	5,103 千円	25年度	5,103 千円
評価・今後の方向性	巡回による健康相談等の保健サービスを実施するとともに、医療機関等と連携を図るなど、ホームレスの健康対策を推進することにより、その自立を支援することができおり、今後においても、ホームレスの健康の維持・改善を図るため当該事業を引き続き実施する。											

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確にこたえられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設等社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、福祉事務所やホームレス自立支援センター等の関係機関と連携を図りながら、これらの者の個々の状況に応じた必要な支援を行う。また、行政や支援団体等で構成する協議会の開催を通じて、必要な情報を共有するとともに相談に従事する職員の資質向上を図る。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数/総相談件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件

【相談活動推進事業(協議会の設置・開催)の実施状況】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
9自治体	17自治体	7自治体	24自治体	25自治体

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、総合相談推進事業を実施する自治体数は増加しており、件数は減少しているものの、毎年一定数のホームレスを自立支援センターやシェルター等の関係機関に繋いでおり、福祉事務所を中心に総合的な相談及び指導体制を確立している。また、相談活動推進事業(協議会の開催)に取り組む自治体数は増えており、今後も継続して本事業を実施することを通じて、相互的な相談及び指導体制の確立、並びに職員の資質向上を図ることとする。

イ ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。これらのことから、健康相談として身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、これらの者と面接を行った結果、精神面においても対応が必要であると判断された者については、精神保健福祉センターや保健所等の協力を得ながら相談を行う。

【巡回相談により医療機関、保健所、精神保健福祉センター等へ繋いだ件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、相談事業の実施に当たって、身体面だけでなく精神面での対応が必要な場合には、医療機関、保健所及び精神保健福祉センター等と連携を図りながら対応している。平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」の検討会報告書において、ホームレスの中には「うつ病などの精神疾患を有する人たちは少なくない」との委員の指摘もあったことにも留意しながら、今後も引き続き、当該事業を継続することとする。

ウ 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。

また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、ホームレス自立支援センターや医療機関等の関係機関と連携を図りながら、これらの者の個々の状況に応じた必要な支援を行う。

【相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
61,513件	70,694件	79,810件	85,634件	89,744件

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数/総相談件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件

予算額

20年度	21億円の内数	21年度	58億円の内数	22年度	71億円の内数	23年度	100億円の内数	24年度	105億円の内数	25年度	90億円の内数
------	---------	------	---------	------	---------	------	----------	------	----------	------	---------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、総合相談推進事業における相談件数は年々、増加傾向にある。また、件数は減少しているものの、毎年一定数のホームレスを自立支援センターやシェルター等の関係機関に繋いでいることから事業の必要性は引き続き認められるため、当該事業を継続することとする。

ウ 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。

また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。（国土交通省総合政策局）

事業概要及び実績	河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応している。											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応していくこととしている。											

エ 相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果により自立支援センターへの入所指導、シェルターの利用案内、その他福祉施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業
ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、ホームレス自立支援センターや医療機関等の関係機関と連携を図りながら、これらの者の個々の状況に応じた必要な支援を行う。

【相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
61,513件	70,694件	79,810件	85,634件	89,744件

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数/総相談件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所、保健所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件
/61,513件(17.8%)	/70,694件(10.2%)	/79,810件(11.5%)	/85,634件(7.6%)	/89,744件(5.6%)

予算額

20年度	21億円の内数	21年度	58億円の内数	22年度	71億円の内数	23年度	100億円の内数	24年度	105億円の内数	25年度	90億円の内数
------	---------	------	---------	------	---------	------	----------	------	----------	------	---------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、総合相談推進事業における相談件数は年々、増加傾向にある。また、件数は減少しているものの、毎年、一定数のホームレスを自立支援センターやシェルター等の関係機関に繋いでおり、福祉事務所を中心に総合的な相談及び指導体制を確立している。しかしながら、総相談件数に占める関係機関へ繋いだ件数の割合は減少しており、ホームレスの個々の状況は複雑化しているものと考えられるため、これらの変化に留意しつつ、当該事業を継続することとする。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア ホームレス自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援するホームレス自立支援事業を実施する。

(ア) ホームレス自立支援事業は、自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等日常生活上必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な医療等の確保を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス自立支援事業

自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供、生活相談・指導、公共職業安定所との連携の下で行う職業相談等を実施するとともに、医師、看護師等を配置して、定期的な健康診断並びに医療相談等を実施することにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

なお、平成22年度以降は、医師、看護師等に加え精神保健福祉士等の専門職員の配置も可能としたところである。

【自立支援センター定員 / 設置箇所数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,022人/ 24ヶ所	2,136人/ 25ヶ所	1,986人/ 23ヶ所	1,922人/ 25ヶ所	1,712人/ 26ヶ所

【自立支援センター入所者数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
9,176人	8,154人	7,785人	7,227人	5,555人

【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
1,552人	1,693人	2,578人	2,274人	1,148人
/6,645人(23.4%)	/8,440人(20.1%)	/7,706人(33.5%)	/7,148人(31.8%)	/5,535人(20.7%)

【自立支援センターにおける専門職員の配置状況】

(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
35人	45人	95人

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、平成23年度では全国で25箇所の自立支援センターが設置されており、自立支援センターでの所要の支援を通じて、毎年一定数、ホームレスの就労による自立につなげており、引き続き事業の必要性が認められるため、今後も事業を継続することとする。

(イ) ホームレス自立支援事業においては、ホームレスの個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う等積極的な就労支援を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス自立支援事業

自立支援センターの入所者に対し、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、利用者の生活状況や健康状態等を勘案して、個々の自立支援プログラムを作成し、また、公共職業安定所との連携の下、就労意欲を向上させるための相談・指導等を行うとともに、自立を阻害する要因の除去や社会生活へ復帰するための指導援助を実施することにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
1,552人	1,693人	2,578人	2,274人	1,148人
/6,645人(23.4%)	/8,440人(20.1%)	/7,706人(33.5%)	/7,148人(31.8%)	/5,535人(20.7%)

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
7,973件	8,134件	8,146件	5,187件	4,981件

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、自立支援センターにおける利用者個々の生活状況等に応じた自立支援プログラムの作成や職業相談等を通じて、毎年一定数、ホームレスの就労による自立につなげており、引き続き事業の必要性が認められるため、今後も事業を継続することとする。

(ウ) 社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住宅保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績

自立支援センター設置地域のハローワークに配置した就職支援ナビゲーターを、自立支援センターに巡回させ、自立支援センター内で、自立支援センターの行う各種生活相談等と連携したきめ細かな職業相談を行うとともに、就職後の就業の安定を図るための職場定着指導を行った。

また、自立支援センター設置地域のハローワークに求人開拓推進員を配置し、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓、求人情報の収集・提供を行うとともに、これを自立支援センター内で行われる職業相談等に活用した。

○ ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの自立支援センター内での業務実績

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
22,894件	29,493件	27,849件	24,886件	24,456件

【就職件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,799件	2,576件	2,595件	2,397件	2,355件

○ ハローワークに配置した求人開拓推進員の業務実績

【確保求人数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,506人	2,132人	1,740人	2,246人	1,850人

予 算 額

20年度	146,194 千円	21年度	191,730 千円	22年度	198,176 千円	23年度	237,848 千円	24年度	231,414 千円	25年度	199,846 千円
------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------

評価・今後の方向性

ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが自立支援センター内で行う職業相談は、ホームレスの就職の実現に対して一定の効果をあげている。

また、ハローワークに配置した求人開拓推進員によって確保された求人数は、年度によって増減はあるものの、ホームレスの就職・就業の拡大に寄与しており、いずれも、今後とも引き続き実施する。

(ウ) 社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住宅保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。 (厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>○ ホームレス自立支援事業 自立支援センター入所者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を実施するとともに、自立支援センター所在地での住民登録、住宅保証人の確保、低廉な家賃の賃貸住宅の募集情報の提供を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。</p> <p>【自立支援センター定員 / 設置箇所数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>2,022人/ 24ヶ所</td> <td>2,136人/ 25ヶ所</td> <td>1,986人/ 23ヶ所</td> <td>1,922人/ 25ヶ所</td> <td>1,712人/ 26ヶ所</td> </tr> </table> <p>【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>1,552人</td> <td>1,693人</td> <td>2,578人</td> <td>2,274人</td> <td>1,148人</td> </tr> <tr> <td>/6,645人(23.4%)</td> <td>/8,440人(20.1%)</td> <td>/7,706人(33.5%)</td> <td>/7,148人(31.8%)</td> <td>/5,535人(20.7%)</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	2,022人/ 24ヶ所	2,136人/ 25ヶ所	1,986人/ 23ヶ所	1,922人/ 25ヶ所	1,712人/ 26ヶ所	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	1,552人	1,693人	2,578人	2,274人	1,148人	/6,645人(23.4%)	/8,440人(20.1%)	/7,706人(33.5%)	/7,148人(31.8%)	/5,535人(20.7%)
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																	
2,022人/ 24ヶ所	2,136人/ 25ヶ所	1,986人/ 23ヶ所	1,922人/ 25ヶ所	1,712人/ 26ヶ所																																	
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																	
1,552人	1,693人	2,578人	2,274人	1,148人																																	
/6,645人(23.4%)	/8,440人(20.1%)	/7,706人(33.5%)	/7,148人(31.8%)	/5,535人(20.7%)																																	
予 算 額	20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数																									
評価・今後の方向性	<p>上記実績のとおり、平成24年度では全国で26箇所の自立支援センターが設置されており、自立支援センターでの所要の支援を通じて、毎年一定数、ホームレスの就労による自立につなげている。しかしながら、平成24年度では、自立支援センター退所者のうち2割が就労により退所している一方で、3割が規則違反や無断退所等に退所していることから、このような結果にも留意しつつ、今後も本事業による支援を継続することとする。</p>																																				

(エ) ホームレス自立支援事業により就労した者の就労後のアフターケアに十分配慮するとともに、利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努める。(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	<p>自立支援センター設置地域のハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが、自立支援センター内で行った職業相談により就職したホームレスに対して、就職後の就業の安定を図るための職場定着指導を行った。</p> <p>【職場定着指導件数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>93件</td> <td>43件</td> <td>13件</td> <td>82件</td> <td>731件</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	93件	43件	13件	82件	731件
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
93件	43件	13件	82件	731件																		
予 算 額	20年度	110,776 千円	21年度	161,034 千円	22年度	164,758 千円	23年度	194,802 千円	24年度	193,686 千円	25年度	158,744 千円										
評価・今後の方向性	<p>ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターが自立支援センター内で行う職場定着指導は、就職したホームレスが離職等により再びホームレスになることの抑止に一定の効果をあげており、今後とも引き続き実施する。</p>																					

(エ) ホームレス自立支援事業により就労した者の就労後のアフターケアに十分配慮するとともに、利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努める。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業・自立支援事業
 平成21年度以降、自立支援センターを退所したホームレスのうち、引き続き支援が必要な者に対しては、定期的な訪問を実施し、地域での自立した生活が定着するために必要な支援、指導等を行っている。
 なお、自立支援センターの利用期間中に就労できなかった者に対しては、必要に応じて福祉等の措置により処遇の確保を図っている。

【訪問相談指導等事業の実施自治体数】

(平成23年度)	(平成24年度)
11自治体	15自治体

【福祉等の措置による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,323人	4,278人	2,762人	2,608人	2,472人
/6,645人(35.0%)	/8,440人(50.7%)	/7,706人(35.8%)	/7,148人(36.5%)	/5,535人(44.7%)

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、自立支援センター退所後のアフターケアや、利用期間中に就職できなかった者への必要に応じた福祉等の措置による処遇の確保により、ホームレスの個々の状況に応じた対応を図っている。
 なお、平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」の検討会報告書では、45歳未満の層のうち3割弱が自立支援センターをアパート確保による就労退所しながらも、様々な要因によりその後路上に戻っており、再路上化を防ぐためには多面的な支援が必要であるとの指摘もあったことから、これらの結果にも留意しつつ本事業を継続することとする。

<p>(オ) ホームレス自立支援事業の実施主体については、市町村に限ることなく、都道府県も対象としており、広域的な事業の展開を図るとともに、事業運営については、社会福祉法人等への委託を行う等民間団体の活用を図る。(厚生労働省社会・援護局)</p>																						
事業概要及び実績	<p>ホームレス自立支援事業の実施主体については、平成16年度より都道府県も対象としており、また、その事業運営はすべて自治体から社会福祉法人等の民間団体への委託により実施している。</p> <p>【自立支援事業の委託実績】</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">(平成20年度)</td> <td style="text-align:center;">(平成21年度)</td> <td style="text-align:center;">(平成22年度)</td> <td style="text-align:center;">(平成23年度)</td> <td style="text-align:center;">(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">24ヶ所/ 24ヶ所</td> <td style="text-align:center;">25ヶ所/ 25ヶ所</td> <td style="text-align:center;">23ヶ所/ 23ヶ所</td> <td style="text-align:center;">25ヶ所/ 25ヶ所</td> <td style="text-align:center;">25ヶ所/ 26ヶ所</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	24ヶ所/ 24ヶ所	25ヶ所/ 25ヶ所	23ヶ所/ 23ヶ所	25ヶ所/ 25ヶ所	25ヶ所/ 26ヶ所
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
24ヶ所/ 24ヶ所	25ヶ所/ 25ヶ所	23ヶ所/ 23ヶ所	25ヶ所/ 25ヶ所	25ヶ所/ 26ヶ所																		
予 算 額	20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>上記実績のとおり、都道府県がホームレス自立支援事業の実施主体となり、必要に応じて広域的な事業展開を行うことが可能となっており、また、自立支援センターでは社会福祉法人等の民間団体の活用が図られており、今後も継続して効果的な事業運営を行うこととする。</p>																					

(カ) 自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の見直しを検討する。
(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	ホームレス自立支援事業については、「リーマンショック」を背景に編成された21年度以降の補正予算において、自治体の財政負担をなくし全額を国庫負担とするとともに、自治体がそれぞれの地域の実情に応じて柔軟に取り組むことができるよう、各都道府県において、国庫補助金を財源に基金を造成し、執行を行う基金事業としたところである。											
予 算 額	20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
評価・今後の方向性	上記実績のとおり、地方公共団体が事業に取り組むやすいよう、財政面での見直しを行ったところであり、今後も、地方公共団体の意見等を参考にしながら必要な見直しを検討することとする。											

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、そのために地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

自立支援センターの設置に当たっては、各自治体に通知しているホームレス自立支援事業の実施要領において、「地域社会の理解が得られるよう、例えば、センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、NPO法人、民間支援団体等との定期的な情報交換や地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。」としている。このことを踏まえ、各自治体の自立支援センターは地域住民の一定の理解を得ながら設置・運営されているところである。また、同実施要領では、本事業を効果的に実施するため、賃貸住宅等を活用したセンターの設置も可能としているところである。

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

各自治体でのホームレス自立支援センターの設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが重要であるため、今後も地域住民との調整に十分配慮するとともに、社会資源を有効に活用するよう、各自治体の取組を促していくこととする。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、一般社会生活から逃避している者という三つのタイプがあるが、これらに社会生活への不適応、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。これらの者に対する対策を講ずるに当たっては、ホームレスの実態を十分に把握し、ホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要がある。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。（厚生労働省職業安定局）

また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

事業概要及び実績

就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者に対する各種の就業対策として、以下のような事業を行った。

- ・ハローワークの求人開拓推進員による求人開拓、求人情報の収集・確保
- ・ハローワークの就職支援ナビゲーターの自立支援センター内での職業相談・職場定着指導
- ・「試行雇用事業」
- ・「日雇労働者等技能講習事業」
- ・「ホームレス等就業支援事業」：就職・就業機会の確保、職業相談、就職支援セミナー、職場体験講習

○ ハローワークに配置した就職支援ナビゲーターの自立支援センター内での業務実績

【就職件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
2,799件	2,576件	2,595件	2,397件	2,355件

○ 「ホームレス等就業支援事業」の業務実績

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
5,868件のうち数	3,616件	3,463件	3,493件	3,806件

※ 平成20年度については、ホームレスと住居喪失不安定就労者の業務実績が不可分のため全体のうち数としている。

予 算 額

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
742,927 千円	744,030 千円	768,538 千円	849,039 千円	823,514 千円	708,416 千円

評価・今後の方向性

就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者に対する各種の就業対策は、それぞれ、一定の効果をあげており、今後とも引き続き実施する。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。(厚生労働省社会・援護局)

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

事業概要及び実績

○ ホームレス能力活用推進事業

都市雑業的な仕事を中心に情報収集を行い、ホームレス自立支援センター等に求人情報を提供する。

【都市雑業的な仕事の情報収集・提供の実績 / 事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
26件/ 2自治体	22件/ 2自治体	18件/ 2自治体	72件/ 5自治体	83件/ 5自治体

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、実績件数は年度により増減はあるものの、本事業の実施を通じて、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、常用雇用に向けた過渡的、暫定的な就労に一定程度寄与しているものと考えられる。今後も、ホームレスの個々の事情にきめ細かく対応できるよう、事業を継続することとする。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。
 また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。
 さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス自立支援事業

自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を実施し、就労意欲を助長させるとともに、公共職業安定所との連携の下で職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する。

【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
1,552人	1,693人	2,578人	2,274人	1,148人
/6,645人(23.4%)	/8,440人(20.1%)	/7,706人(33.5%)	/7,148人(31.8%)	/5,535人(20.7%)

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
7,973件	8,134件	8,146件	5,187件	4,981件

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、自立支援センターにおける職業相談等の支援を通じて、毎年一定数のホームレスが自立支援センターを就労退所しており、今後も事業を継続することとする。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、雑誌回収やアルミ缶回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

自立支援センターに入所していない者に対して、その者の起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、ホームレス自立支援センターや医療機関等の関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じて必要な支援を行う。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、総合相談推進事業を実施する自治体数は増加しており、件数は減少しているものの、毎年一定数のホームレスを自立支援センターや公共職業安定所等の関係機関に繋いでおり、福祉事務所を中心に総合的な相談及び指導体制を確立している。今後も、雇用関連施策と福祉関連施策との有機的な連携を図りながら、ホームレスの自立支援に向け本事業を継続することとする。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。(厚生労働省健康局)

事業概要及び実績	<p>保健所などにおいて窓口や巡回により実施する健康相談等に対し、国庫補助を行っている。</p> <p>【国庫補助実績】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>8件</td> <td>9件</td> <td>9件</td> <td>9件</td> <td>8件</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	8件	9件	9件	9件	8件
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
8件	9件	9件	9件	8件																		
予 算 額	20年度	5,103 千円	21年度	5,103 千円	22年度	5,103 千円	23年度	5,103 千円	24年度	5,103 千円	25年度	5,103 千円										
評価・今後の方向性	<p>巡回による健康相談等の保健サービスを実施するとともに、医療機関等と連携を図るなど、ホームレスの健康対策を推進することにより、その自立を支援することができおり、今後においても、ホームレスの健康の維持・改善を図るため当該事業を引き続き実施する。</p>																					

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、福祉施設や医療機関等の関係機関と連携を図りながら、これらの者の個々の状況に応じ、必要な支援を行う。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
61,513件	70,694件	79,810件	85,634件	89,744件

【巡回相談により社会福祉施設、医療機関へ繋いだ件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、医療や福祉の援助が必要な者を医療機関や社会福祉施設に繋ぎ、特に疾病、高齢等により自立能力に乏しい者を必要に応じて入所等の措置を行うなど、個々の状況に応じて支援している。
 なお、平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」において、60歳以上の占める割合が半数を超えており、また、ホームレスの約3割が健康状態について「悪い」と回答していることから、これらの者に対する対応がますます必要になるものと考えられるため、今後も、当該事業を継続することとする。

(イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所における各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	無料低額診療事業の取扱い患者におけるホームレス患者の内数(延べ数) 17,440人(平成21年4月1日～平成22年3月31日の実績)											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	19年度から行っている実態調査によると、ホームレス患者の利用者数は相当程度おり、ホームレスの健康の維持・改善に寄与しているものと評価できる。											

(ウ) 一般社会生活から逃避している者に対しては、相談活動を通し社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるよう努める。
(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、社会生活へ復帰するための支援等を行う。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
61,513件	70,694件	79,810件	85,634件	89,744件

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

路上生活期間が比較的長く、定着化しているホームレスに対しては、継続的に巡回相談を実施することを通じて、社会との接点を確保できるよう支援を行っているところである。なお、平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」において、今後希望する生活について「今のままでいい」と回答した者の割合が約3割にも上っていることにも留意しつつ、今後も粘り強い巡回相談事業を実施していくこととする。

<p>(エ) 女性のホームレスに対しては、性差を配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。(厚生労働省社会・援護局)</p>												
事業概要及び実績	<p>比較的、女性のホームレス数が多い大都市に設置された自立支援センターでは、男性の生活エリアと区別した女性専用の居室を設置する等の配慮を行っている。また、巡回相談事業の実施に当たっては、必要に応じて婦人保護施設等の関係機関へ繋げている。</p>											
予 算 額	20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>各事業において、女性のホームレスに対し性差を配慮したきめ細やかな支援が行われており、平成24年のホームレス概数調査においても、少ない割合ではあるが、女性のホームレスの存在が確認されていることから、今後もきめ細かな対応を行うこととする。</p>											

(オ) これら以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合っって複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、ホームレス自立支援センターや医療機関等の関係機関と連携を図りながら、これらの者の個々の状況に応じて、必要な支援を行う。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数/総相談件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所、保健所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件
/61,513件(17.8%)	/70,694件(10.2%)	/79,810件(11.5%)	/85,634件(7.6%)	/89,744件(5.6%)

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、総合相談推進事業を実施する自治体数は年々増加しており、相談件数も増加傾向にあるが、総相談件数に占める関係機関へ繋いだ件数の割合は減少しており、ホームレスの個々の状況は複雑化しているものと考えられるため、これらの変化に留意しつつ、当該事業を継続することとする。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には現に失業状態又は日雇労働若しくは日雇派遣労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等に寝泊まりするなどの不安定な居住環境にある者等が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であるとともに、シェルター等による居住の場所の確保や住居の確保のための相談支援等、野宿生活にならないような施策を実施することが必要である。

<p>ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、職業相談等の充実強化によって就業機会の確保や雇用の安定化を図る。(厚生労働省職業安定局)</p>																						
事業概要及び実績		<p>日雇労働者は、収入が不安定であることから、景気変動等による求人減少や本人の健康上の問題等をきっかけに、住居を失いホームレスとなるおそれのある者が存在する。</p> <p>このため、これらのうち、日雇労働被保険者に対しては、それらの者が多数存在する地域に設置された労働公共職業安定所等において、雇用保険日雇給付金の支給によって生活の安定を図りながら日雇職業紹介を行っている。また、常用雇用化を希望する者に対しては、一般ハローワークにおいて常用雇用化に向けた職業相談・職業紹介を行っている。</p> <p>○ 日雇労働者等が集積する地域（東京・神奈川・愛知・大阪）の労働局の業務実績</p> <p>【日雇労働被保険者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>16,685人</td> <td>16,388人</td> <td>14,280人</td> <td>12,862人</td> <td>12,311人</td> </tr> </table>											(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	16,685人	16,388人	14,280人	12,862人	12,311人
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
16,685人	16,388人	14,280人	12,862人	12,311人																		
予 算 額	20年度	ハローワーク 全体の経費の 一部であり別 掲不可	21年度	ハローワーク 全体の経費の 一部であり別 掲不可	22年度	ハローワーク 全体の経費の 一部であり別 掲不可	23年度	ハローワーク 全体の経費の 一部であり別 掲不可	24年度	ハローワーク 全体の経費の 一部であり別 掲不可	25年度	ハローワーク 全体の経費の 一部であり別 掲不可										
評価・今後の方向性	<p>日雇労働被保険者に対する雇用保険日雇給付金の支給と日雇職業紹介業務、及び常用雇用化に向けた職業相談・職業紹介は、日雇労働者の職業の安定、ホームレス化抑止に一定の効果をあげており、今後とも引き続き実施する。</p>																					

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、職業相談等の充実強化によって就業機会の確保や雇用の安定化を図る。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績	<p>住居を有さず、ネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する労働者（住居喪失不安定就労者）については、そのまま放置すれば将来ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数含まれていると考えられることから、住居を確保して安定的な就労に就けるようにするため、大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪）に相談窓口を設置し、職業相談等の支援を実施した。</p> <p>○ ホームレス等就業支援事業のうち住居喪失不安定就労者の相談窓口（チャレンジネット）の業務実績 【職業相談件数】 （平成20年度） （平成21年度） （平成22年度） （平成23年度） （平成24年度） 5,868人のうち数 2,274人 2,286人 2,633人 1,956人 ※ 平成20年度については、ホームレスと住居喪失不安定就労者の業務実績が不可分のため全体のうち数としている。</p>											
予 算 額	20年度	99,349 千円	21年度	99,436 千円	22年度	122,765 千円	23年度	163,763 千円	24年度	145,847 千円	25年度	109,629 千円
評価・今後の方向性	<p>地方公共団体や民間団体との連携を図り、就労支援等を実施しており、一定の効果を上げている。今後とも引き続き実施する。</p>											

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるために、技能講習により技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を実施する。
(厚生労働省職業安定局)

事業概要及び実績	<p>ハローワークと民間団体との連携の下で、技能労働者として必要な技能の習得・免許資格等の取得を図るための技能講習を行う「日雇労働者等技能講習事業」を、日雇労働者等に対して実施した。</p> <p>また、ハローワークのあっせんによって事業所における一定期間の試行的雇用を行う「試行雇用事業」を、日雇労働者等に対して実施することにより、日雇労働者等の新たな職場への円滑な適応と常用雇用への移行の促進を図った。</p> <p>○ 日雇労働者等技能講習事業に係る業務実績 【日雇労働者等技能講習事業の受講修了者数（日雇労働者等）】</p> <table border="1" data-bbox="604 590 1859 662"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>1,281人</td> <td>1,385人</td> <td>1,151人</td> <td>1,064人</td> <td>743人</td> </tr> </table> <p>○ 試行雇用事業業務実績 【対象者数(日雇労働者等)】</p> <table border="1" data-bbox="604 758 1859 829"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	1,281人	1,385人	1,151人	1,064人	743人	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	2人	5人	0人	1人	0人
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																												
1,281人	1,385人	1,151人	1,064人	743人																												
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																												
2人	5人	0人	1人	0人																												
予 算 額	20年度 264,532 千円	21年度 254,929 千円	22年度 286,883 千円	23年度 209,193 千円	24年度 198,960 千円	25年度 190,301 千円																										
評価・今後の方向性	<p>日雇労働者等の技能の習得や免許資格等の取得の促進を通じた就職・就業の可能性の向上に一定の効果을あげている。また、日雇労働者等の新たな職場への円滑な適応と常用雇用への移行の促進に一定の効果을あげており、いずれも、今後とも引き続き実施する。</p>																															

ウ 経済情勢の変化の中で、仕事の減少による収入減等により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が野宿生活になることもあるため、シェルター等による居住の場所の確保を図る。(厚生労働省社会・援護局)
また、ホームレス等就業支援事業等において、住居の確保のための相談支援を行う。

事業概要及び実績

○ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）
ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。
また、平成21年度以降、宿泊施設や民間賃貸住宅等の借り上げによる設置を可能とし、地域の実情に応じて柔軟に運用できるようにしている。

【シェルター定員 / 設置箇所数】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
(通常型)	609人/ 5ヶ所	504人/ 4ヶ所	504人/ 4ヶ所	474人/ 3ヶ所	1,155人/15ヶ所
(単泊型)	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所
(借上型)	-	663人/42ヶ所	690人/55ヶ所	1,904人/70ヶ所	1,031人/59ヶ所

【シェルター利用者数】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
(通常型)	91,614人	85,314人	28,225人	31,420人	46,511人
(単泊型)	705人	511人	398人	413人	411人
(借上型)	-	3,668人	4,121人	6,620人	6,611人

※通常型は年間利用者数、単泊型は1日当たり平均利用者数を記載している。

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、毎年、一定数のホームレスが緊急一時的な宿泊場所として本事業を利用しており、健康状態の悪化の防止等に一定程度寄与しているものと考えられる。また、平成24年「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」においても、ホームレスのうち、約3割が健康状態について「悪い」と回答しており、本事業の必要性は引き続き認められるため、今後も継続することとする。

ウ 経済情勢の変化の中で、仕事の減少による収入減等により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が野宿生活になることもあるため、シェルター等による居住の場所の確保を図る。
 また、ホームレス等就業支援事業等において、住居の確保のための相談支援を行う。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績	<p>住居喪失不安定就労者の就業機会の確保を図るために、就業支援相談等総合的な支援を行った。</p> <p>○ ホームレス等就業支援事業のうち住居喪失不安定就労者の相談窓口（チャレンジネット）の業務実績 【職業相談件数】 （平成20年度） （平成21年度） （平成22年度） （平成23年度） （平成24年度） 5,868人のうち数 2,274人 2,286人 2,633人 1,956人 ※ 平成20年度については、ホームレスと住居喪失不安定就労者の業務実績が不可分のため全体のうち数としている。</p>											
予 算 額	20年度	99,349 千円	21年度	99,436 千円	22年度	122,765 千円	23年度	163,763 千円	24年度	145,847 千円	25年度	109,629 千円
評価・今後の方向性	<p>住居喪失不安定就労者の就業機会の確保を図るため、地方公共団体や民間団体との連携を図り、就労支援等を実施しており、一定の効果を上げている。今後とも引き続き実施する。</p>											

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な街頭相談を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

ホームレスとなるおそれのある者に対しては、従前より、巡回相談を行い日常生活に関する相談等や個々人の状況に応じた必要な支援を行う「ホームレス総合相談推進事業」を実施している。また、21年度以降、「リーマンショック」を背景に、本事業を含めたホームレス自立支援事業は、広くホームレスとなるおそれのある者も支援の対象としている。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【相談件数実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
61,513件	70,694件	79,810件	85,634件	89,744件

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所、保健所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件

予算額

20年度	21億円の内数	21年度	58億円の内数	22年度	71億円の内数	23年度	100億円の内数	24年度	105億円の内数	25年度	90億円の内数
------	---------	------	---------	------	---------	------	----------	------	----------	------	---------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、ホームレスとなるおそれのある者を、個々の状況に応じて、自立支援センター、シェルター、福祉事務所等の関係機関における必要な支援へ繋げており、今後も当該事業を継続することとする。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、関係機関と関係団体が連携しながら、ホームレスと同様に積極的な街頭相談を実施するとともに、ホームレス等就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。（厚生労働省職業安定局）

事業概要及び実績

住居喪失不安定就労者の就業機会の確保を図るために、地方自治体、民間団体、有識者等から構成されるホームレス等就業支援協議会に「ホームレス等就業支援事業」を委託し、就業支援等を総合的に実施した。

○ ホームレス等就業支援事業のうち住居喪失不安定就労者の相談窓口（チャレンジネット）の業務実績

【職業相談件数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
5,868人のうち数	2,274人	2,286人	2,633人	1,956人

※ 平成20年度については、ホームレスと住居喪失不安定就労者の業務実績が不可分のため全体のうち数としている。

【実施地域数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
3地域	4地域	4地域	4地域	4地域

予 算 額

20年度	99,349 千円	21年度	99,436 千円	22年度	122,765 千円	23年度	163,763 千円	24年度	145,847 千円	25年度	109,629 千円
------	--------------	------	--------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------	------	---------------

評価・今後の方向性

住居喪失不安定就労者の就業機会の確保を図るため、地方公共団体や民間団体との連携を図り、就労支援等を実施しており、一定の効果을上げている。今後とも引き続き実施する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、こうした者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

<p>(ア) <u>病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。</u> 福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。 (厚生労働省社会・援護局)</p>												
事業概要及び実績	<p>ホームレスへの生活保護適用開始件数 31,843件 (平成23年) (うち) 医療機関において生活保護を開始した件数 4,472件 (14.0%)</p>											
予 算 額	20年度	19,669億円 の内数	21年度	20,585億円 の内数	22年度	22,006億円 の内数	23年度	25,676億円 の内数	24年度	27,924億円 の内数	25年度	28,224億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>医療が必要なホームレスなど支援を必要とする者に対しては、生活保護の適用が行われているところであり、今後とも、適正に生活保護が適用されるように努めていく。</p>											

<p>(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。 <u>福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。</u> (厚生労働省社会・援護局)</p>												
事業概要及び実績	<p>生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。(平成24年3月末：98%の自治体が策定(策定自治体882自治体/福祉事務所設置自治体898自治体)) (元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。)</p>											
予 算 額	20年度	195億円 の内数	21年度	210億円 の内数 (就労支援は基 金700億円の内 数)	22年度	240億円 の内数 (就労支援は21 年度の基金700 億円の内数)	23年度	200億円 の内数 (就労支援は21 年度の基金700 億円の内数)	24年度	237億円 の内数 (就労支援は基 金320億円(積 増分)の内数)	25年度	250億円 の内数 (就労支援は 基金320億円(積 増分)の内 数)
評価・今後の方向性	<p>自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されているが、更なる推進が図られるよう、引き続き関係機関と連携し、被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。</p>											

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、適切な処遇を確保することに留意しつつ無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用し、これらの施設への入居を図ることとする。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

○ ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）
 ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。
 また、平成21年度以降、宿泊施設や民間賃貸住宅等の借り上げによる設置を可能とし、地域の実情に応じて柔軟に運用できるようにしている。
 なお、年末年始の期間（特に行政窓口が休業する期間。）においては、ホームレスとなるおそれのある、直ちに就労支援に結びつかない住居・生活困窮者への支援として、宿泊施設の一時的な借上げ等により、緊急一時的な宿泊場所の確保を図っている。

【シェルター一定員 / 設置箇所数】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
(通常型)	609人/ 5ヶ所	504人/ 4ヶ所	504人/ 4ヶ所	474人/ 3ヶ所	1,155人/15ヶ所
(単泊型)	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所	1,040人/ 2ヶ所
(借上型)	-	663人/42ヶ所	690人/55ヶ所	1,904人/70ヶ所	1,031人/59ヶ所

【シェルター利用者数】

	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
(通常型)	91,614人	85,314人	28,225人	31,420人	46,511人
(単泊型)	705人	511人	398人	413人	411人
(借上型)	-	3,668人	4,121人	6,620人	6,611人

※通常型は年間利用者数、単泊型は1日当たり平均利用者数を記載している。

【年末年始（行政窓口閉庁期間中）における緊急一時宿泊事業の実施自治体数】

(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
194自治体	85自治体	49自治体	43自治体

予算額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、毎年一定数のホームレスが緊急一時的な宿泊場所としてシェルターを利用しており、健康状態の悪化の防止等に一定程度寄与しているものと考えられるため、今後も継続して実施することとする。なお、年末年始期間における実施については、景気や雇用情勢等を勘案しながら検討するものとする。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、適切な処遇を確保することに留意しつつ無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号の無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。）を行う施設を活用し、これらの施設への入居を図ることとする。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

- 無料低額宿泊事業を行う施設とは、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき設置される施設であり、設置主体はNPO法人や社会福祉法人等となっている。
- 無料低額宿泊施設（平成22年6月末時点）
全国488施設、総入所者数 14,964人 ※生活保護受給者以外の者も含む。
- ホームレスへの生活保護適用開始件数 31,843件（平成23年）
（うち）無料低額宿泊施設への入居により開始した件数 8,634件（27.1%）

予 算 額

20年度	19,669億円 の内数	21年度	20,585億円 の内数	22年度	22,006億円 の内数	23年度	25,676億円 の内数	24年度	27,924億円 の内数	25年度	28,224億円 の内数
------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------

評価・今後の方向性

ホームレスへの生活保護適用状況をみると、「無料低額宿泊施設」で開始した事例が最も多く、積極的な活用がなされているものとする。今後とも、適切な処遇を確保することに留意しつつ、無料低額宿泊施設等において、適正に生活保護が適用されるよう努めるものとする。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講ずる。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○ ホームレス総合相談推進事業

ホームレスの起居する場所を巡回し、日常生活に関する相談及び助言等を行うとともに、緊急的な援助を必要としている者に対して、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、これらの者の個々の状況に応じた必要な支援を行う。

【ホームレス総合相談推進事業実施自治体数】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
31自治体	54自治体	53自治体	59自治体	67自治体

【相談件数実績】

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
61,513件	70,694件	79,810件	85,634件	89,744件

【巡回相談により関係機関(※)へ繋いだ件数/総相談件数】

※関係機関：センター、シェルター、福祉事務所、医療機関、公共職業安定所等

(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
10,949件	7,227件	9,157件	6,489件	5,059件
/61,513件(17.8%)	/70,694件(10.2%)	/79,810件(11.5%)	/85,634件(7.6%)	/89,744件(5.6%)

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記実績のとおり、福祉事務所を中心に総合的な相談及び指導体制を確立し、総合相談推進事業を通じて、毎年一定数のホームレスを自立支援センターやシェルター等の関係機関に繋いでいる。しかしながら、総相談件数に占める関係機関へ繋いだ件数の割合は減少しており、ホームレスの個々の状況は複雑化しているものと考えられるため、これらの変化に留意しつつ、当該事業を継続することとする。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講ずる。(厚生労働省健康局)

事業概要及び実績	保健所などにおいて窓口や巡回により実施する健康相談等に対し、国庫補助を行っている。 【国庫補助実績】 (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度) (平成24年度) 8件 9件 9件 9件 8件											
予 算 額	20年度	5,103 千円	21年度	5,103 千円	22年度	5,103 千円	23年度	5,103 千円	24年度	5,103 千円	25年度	5,103 千円
評価・今後の方向性	巡回による健康相談等の保健サービスを実施するとともに、医療機関等と連携を図るなど、ホームレスの健康対策を推進することにより、その自立を支援することができおり、今後においても、ホームレスの健康の維持・改善を図るため当該事業を引き続き実施する。											

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する。

<p>(ア) ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。（厚生労働省社会・援護局）</p>												
事業概要及び実績	<p>生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている（平成24年3月末：98%の自治体が策定（策定自治体882自治体/福祉事務所設置自治体898自治体）） （元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。）</p>											
予 算 額	20年度	195億円の内数	21年度	210億円の内数 (就労支援は基金700億円の内数)	22年度	240億円の内数 (就労支援は21年度の基金700億円の内数)	23年度	200億円の内数 (就労支援は21年度の基金700億円の内数)	24年度	237億円の内数 (就労支援は基金320億円(積増分)の内数)	25年度	250億円の内数 (就労支援は基金320億円(積増分)の内数)
評価・今後の方向性	<p>自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されているが、更なる推進が図られるよう、引き続き関係機関と連携し、被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。</p>											

(イ) 就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、当該地域に自立支援センターがある場合には、自立支援センターへの入所を検討する。
 自立支援センターにおいて、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の可否を判断し、必要な保護を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>○ ホームレス自立支援事業 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を実施し、就労意欲を助長させるとともに、公共職業安定所との連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。なお、利用期間中に就労できなかった者に対しては、必要に応じて福祉等の措置により処遇を確保する。</p> <p>【自立支援センター定員 / 設置箇所数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>2,022人/ 24ヶ所</td> <td>2,136人/ 25ヶ所</td> <td>1,986人/ 23ヶ所</td> <td>1,922人/ 25ヶ所</td> <td>1,712人/26ヶ所</td> </tr> </table> <p>【就労による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>1,552人 /6,645人(23.4%)</td> <td>1,693人 /8,440人(20.1%)</td> <td>2,578人 /7,706人(33.5%)</td> <td>2,274人 /7,148人(31.8%)</td> <td>1,148人 /5,535人(20.7%)</td> </tr> </table> <p>【福祉等の措置による自立支援センター退所者数 / 退所者総数】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>2,323人 /6,645人(35.0%)</td> <td>4,278人 /8,440人(50.7%)</td> <td>2,762人 /7,706人(35.8%)</td> <td>2,608人 /7,148人(36.5%)</td> <td>2,472人 /5,535人(44.7%)</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	2,022人/ 24ヶ所	2,136人/ 25ヶ所	1,986人/ 23ヶ所	1,922人/ 25ヶ所	1,712人/26ヶ所	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	1,552人 /6,645人(23.4%)	1,693人 /8,440人(20.1%)	2,578人 /7,706人(33.5%)	2,274人 /7,148人(31.8%)	1,148人 /5,535人(20.7%)	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	2,323人 /6,645人(35.0%)	4,278人 /8,440人(50.7%)	2,762人 /7,706人(35.8%)	2,608人 /7,148人(36.5%)	2,472人 /5,535人(44.7%)
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																						
2,022人/ 24ヶ所	2,136人/ 25ヶ所	1,986人/ 23ヶ所	1,922人/ 25ヶ所	1,712人/26ヶ所																																						
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																						
1,552人 /6,645人(23.4%)	1,693人 /8,440人(20.1%)	2,578人 /7,706人(33.5%)	2,274人 /7,148人(31.8%)	1,148人 /5,535人(20.7%)																																						
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																																						
2,323人 /6,645人(35.0%)	4,278人 /8,440人(50.7%)	2,762人 /7,706人(35.8%)	2,608人 /7,148人(36.5%)	2,472人 /5,535人(44.7%)																																						
予 算 額	20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数																														
評価・今後の方向性	<p>上記実績のとおり、自立支援センターにおける個々の状況に応じた所要の支援を通じて、毎年一定数のホームレスが就労退所しており、また、自立支援センターの利用期間中に就職できなかった者に対しては、必要に応じて福祉等の措置により処遇の確保を行っている。今後も引き続き、ホームレスの個々の状況に応じた必要な支援を行うこととする。</p>																																									

(ウ) ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>ホームレスへの生活保護適用開始件数 31,843件（平成23年） （うち）保護施設等社会福祉施設への入所により保護を開始した件数 5,092件（16.0%） 無料低額宿泊施設への入居により保護を開始した件数 8,634件（27.1%）</p>											
予 算 額	20年度	19,669億円 の内数	21年度	20,585億円 の内数	22年度	22,006億円 の内数	23年度	25,676億円 の内数	24年度	27,924億円 の内数	25年度	28,224億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの生活保護適用状況をみると、保護施設等社会福祉施設や無料低額宿泊所での保護の適用は、約4割に至っており、直ちに居宅生活を送ることが困難な者に対する保護の適用場所として、一定の役割を担っているものと考えられる。今後とも、平成15年7月の「ホームレスに対する生活保護の適用について」（課長通知）等に基づき、適正な保護の運用が実施されるよう努めるものとする。</p>											

(ウ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。(平成24年3月末：98%の自治体が策定(策定自治体882自治体/福祉事務所設置自治体898自治体)) (元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。)</p>											
予 算 額	20年度	195億円の内数	21年度	210億円の内数 (就労支援は基金700億円の内数)	22年度	240億円の内数 (就労支援は21年度の基金700億円の内数)	23年度	200億円の内数 (就労支援は21年度の基金700億円の内数)	24年度	237億円の内数 (就労支援は基金320億円(積増分)の内数)	25年度	250億円の内数 (就労支援は基金320億円(積増分)の内数)
評価・今後の方向性	<p>自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されているが、更なる推進が図られるよう、引き続き関係機関と連携し、被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。</p>											

(エ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	平成15年7月より安定した住居のない要保護者が住宅を確保する際、必要となる敷金等の支給を可能とした。											
予 算 額	20年度	19,669億円 の内数	21年度	20,585億円 の内数	22年度	22,006億円 の内数	23年度	25,676億円 の内数	24年度	27,924億円 の内数	25年度	28,224億円 の内数
評価・今後の方向性	<p>要保護者に対し敷金等の支給を可能としたことにより、居宅での保護の適用に一定の効果があったものとする。今後とも、要保護者の状況に応じ、必要な保護が実施されるよう努めるものとする。</p> <p>また、住宅の入居を希望する被保護者に対し、不動産業者への同行や現地確認による民間アパートの入居支援を行うことや、入居した被保護者に対する見守りの実施等の一定の日常生活支援・相談等を行うこととしている。</p>											

(エ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	生活保護受給者の自立助長のため、就労による経済的自立を目的とする就労支援や、社会生活・日常生活自立を目的とする社会支援など、地域の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、支援を行っている。（平成24年3月末：98%の自治体が策定（策定自治体882自治体/福祉事務所設置自治体898自治体）） （元ホームレスに対しても、本プログラムを適用し、必要な支援を組織的に実施。）											
予 算 額	20年度	195億円の内数	21年度	210億円の内数 (就労支援は基金700億円の内数)	22年度	240億円の内数 (就労支援は21年度の基金700億円の内数)	23年度	200億円の内数 (就労支援は21年度の基金700億円の内数)	24年度	237億円の内数 (就労支援は基金320億円(積増分)の内数)	25年度	250億円の内数 (就労支援は基金320億円(積増分)の内数)
評価・今後の方向性	自立支援プログラムを通じて、地域の実情に応じた取組が全国の自治体において推進されているが、更なる推進が図られるよう、引き続き関係機関と連携し、被保護者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。											

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。(法務省人権擁護局)												
事業概要及び実績	法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。											
予 算 額	20年度	3,724百万円 の内数	21年度	3,665百万円 の内数	22年度	3,597百万円 の内数	23年度	3,291百万円 の内数	24年度	3,318百万円 の内数	25年度	3,260百万 の内数
評価・今後の方向性	平成24年8月に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、ホームレスに関する人権問題として、経済的に自立が困難なこと、じろじろ見られたり避けられたりすること及び近隣住民や通行人等から暴力をふるわれること等をあげる者の割合が多かったことから、これらの解消のために引き続き現行施策を実施していく。											

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。（法務省人権擁護局）

事業概要及び実績

法務省の人権擁護機関では、ホームレス等の人権を擁護するため、法務局・地方法務局及びその支局で面談・電話等により人権相談に応じているほか、公民館等において特設相談所を開設している。

【ホームレスを暴行・虐待等の被害者とする人権相談件数】
 (平成21年) (平成22年) (平成23年) (平成24年)
 14件 5件 3件 4件

※ 平成20年以前については、該当する人権相談の項目の統計はない。

予 算 額

20年度	3,724百万円 の内数	21年度	3,665百万円 の内数	22年度	3,597百万円 の内数	23年度	3,291百万円 の内数	24年度	3,318百万円 の内数	25年度	3,260百万円 の内数
------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------	------	-----------------

評価・今後の方向性

ホームレスに対する暴力や嫌がらせ等の人権侵害による被害の救済を図ることは重要であり、引き続き現行施策を実施していく。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。
 (厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

自立支援センターやシェルター等において事業の実施に携わる職員は、入居者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに職員研修等により、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮している。

予 算 額

20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	-----

評価・今後の方向性

自立支援センターやシェルター等では入居者の人権の尊重と尊厳の確保が図られており、今後も、事業の実施に当たっては、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮することとする。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。(国土交通省総合政策局)												
事業概要及び実績	ホームレスの自立の支援等に関する施策と連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な施設内の巡視、物件の撤去指導等の措置の円滑な実施に努めているところ。例えば河川では、関係福祉部局等と連携して、合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて指導等を実施している。											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の趣旨に添って、必要な措置を講じているところであり、今後も引き続き、ホームレスの自立の支援等に関する施策と連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置の円滑な実施に努めることとする。</p> <p>なお、法は、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としていることを踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を十分に図る。</p> <p>河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、関係福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応していくこととしている。</p>											

<p>イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。 また、洪水等の災害時においてホームレスに被害が及ぶ危険があることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。 (国土交通省総合政策局)</p>												
事業概要及び実績	<p>都市公園において、基本方針策定以降、地方公共団体により3件の行政代執行が実施されているが、福祉部局等の実施するシェルター事業や自立支援センターにおける就労に向けた自立支援などの施策と連携しながら、公園の適正な利用を確保するための措置を講じている。 河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応している。</p>											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	<p>ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の趣旨に添って、必要な措置を講じているところであり、今後も引き続き、ホームレスの自立の支援等に関する施策と連携を図りつつ、公共施設の適正な利用を確保するために必要な措置の円滑な実施に努めることとする。 なお、法は、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としていることを踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を十分に図る。 河川においては、洪水等の災害が多い毎年夏の出水期前等の時期に、福祉部局等と連携して合同巡視を適宜実施し、口頭又は文書にて河川区域からの退去等の指導等を実施するとともに、ホームレスの退去に際しては、福祉部局等と連絡調整し、連携して対応していくこととしている。</p>											

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動を強化する等により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進する。 (警察庁生活安全局)												
事業概要及び実績	警察庁から都道府県警察に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、 ・パトロールを強化し、地域住民等の不安感除去とホームレス自身の事件、事故防止活動の推進等について指示している。											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	現行施策を引き続き実施する。											

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。（警察庁生活安全局）

事業概要及び実績	警察庁から都道府県警察に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、 ・地域住民に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等に対する指導取締り等の推進等について指示している。											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	現行施策を引き続き実施する。											

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。（警察庁生活安全局）

事業概要及び実績	警察庁から都道府県警察に対し、関係機関、管理者等との連携に努めるとともに、 ・緊急の救護が必要な者の適正な保護活動の推進 等について指示している。											
予 算 額	20年度	一千円	21年度	一千円	22年度	一千円	23年度	一千円	24年度	一千円	25年度	一千円
評価・今後の方向性	現行施策を引き続き実施する。											

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

<p>ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との定期的な情報交換や意見交換を行う。 また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点等について議論し、具体的な対策を図る。</p> <p>イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組について情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。</p> <p>ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う各種の施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。(厚生労働省社会・援護局)</p>																						
事業概要及び実績	<p>地方公共団体においては、自立支援事業、総合相談推進事業等の各種事業の実施に当たって、民間団体と定期的な情報交換を行い、必要に応じて行政、支援団体等で構成する協議会を設置し民間団体と連携しながら支援を行っている。</p> <p>【相談活動推進事業（協議会の設置・開催）の実施状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>9自治体</td> <td>17自治体</td> <td>7自治体</td> <td>24自治体</td> <td>25自治体</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	9自治体	17自治体	7自治体	24自治体	25自治体
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																		
9自治体	17自治体	7自治体	24自治体	25自治体																		
予 算 額	20年度	21億円の内数	21年度	58億円の内数	22年度	71億円の内数	23年度	100億円の内数	24年度	105億円の内数	25年度	90億円の内数										
評価・今後の方向性	<p>ホームレス対策を実施するに当たっては、民間団体との連携を図ることが重要であり、今後についても定期的な情報交換や行政、民間団体等で構成する協議会を設けるなど、引き続き十分連携を図ることとする。</p>																					

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要である。

ア 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。(厚生労働省社会・援護局)																																
事業概要及び実績	○市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況																															
	<p>【市町村地域福祉計画の策定率】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>43.5%</td> <td>48.5%</td> <td>53.4%</td> <td>58.9%</td> <td>—%</td> </tr> </table> <p>【都道府県地域福祉支援計画の策定率】</p> <table border="1"> <tr> <td>(平成20年度)</td> <td>(平成21年度)</td> <td>(平成22年度)</td> <td>(平成23年度)</td> <td>(平成24年度)</td> </tr> <tr> <td>78.7%</td> <td>78.7%</td> <td>79.0%</td> <td>85.1%</td> <td>—%</td> </tr> </table>												(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	43.5%	48.5%	53.4%	58.9%	—%	(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	78.7%	78.7%	79.0%	85.1%	—%
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																												
43.5%	48.5%	53.4%	58.9%	—%																												
(平成20年度)	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)																												
78.7%	78.7%	79.0%	85.1%	—%																												
予 算 額	20年度	—千円	21年度	—千円	22年度	—千円	23年度	—千円	24年度	—千円	25年度	—千円																				
評価・今後の方向性	<p>計画策定により、小地域活動のエリア、地域包括支援センターのエリア等各エリアの設定について調整されたことや、庁内横断的な検討委員会の開催により関係各課の地域福祉や住民参加に関する理解が深まり、連携関係の基盤作りになったこと、住民が地域の課題に気づき、住民が取り組む新たな活動やサービスが生まれたこと等、一定の効果が認められる。</p> <p>地域福祉計画は、地域住民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものと考えられることから、現行施策を引き続き実施する。</p>																															

イ NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績	<p>○地域福祉等推進特別支援事業 地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組等を通じ、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る事業である。具体的には、ホームレスの自立支援に向けた取組やNPO等の組織化支援やボランティア団体のネットワーク作り等を実施している。</p> <p>【全国社会福祉協議会によるボランティアの把握総人数】</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(平成19年10月)</td> <td>(平成21年4月)</td> <td>(平成22年4月)</td> <td>(平成23年4月)</td> <td>(平成24年4月)</td> </tr> <tr> <td>833万人</td> <td>730万人</td> <td>852万人</td> <td>868万人</td> <td>一人</td> </tr> </table>												(平成19年10月)	(平成21年4月)	(平成22年4月)	(平成23年4月)	(平成24年4月)	833万人	730万人	852万人	868万人	一人
(平成19年10月)	(平成21年4月)	(平成22年4月)	(平成23年4月)	(平成24年4月)																		
833万人	730万人	852万人	868万人	一人																		
予 算 額	20年度	195億円 の内数	21年度	210億円 の内数	22年度	240億円 の内数	23年度	200億円 の内数	24年度	237億円 の内数	25年度	250億円 の内数										
評価・今後の方向性	<p>上記事業の実施により、各地域においてNPOやボランティアを活用した効果的な事業運営が行われており、今後も、引き続き、取組を進めて行くこととする。</p>																					

イ NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績

平成22年度以降、NPO等の民間支援団体が、都道府県からの助成を受け自らが実施主体となり、生活困窮者等に対して総合相談、宿泊場所の確保及び生活支援等を一体的に行う「NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業」を実施。

【NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の実施状況】

(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)
5自治体	18自治体	18自治体

予 算 額

20年度	21億円 の内数	21年度	58億円 の内数	22年度	71億円 の内数	23年度	100億円 の内数	24年度	105億円 の内数	25年度	90億円 の内数
------	-------------	------	-------------	------	-------------	------	--------------	------	--------------	------	-------------

評価・今後の方向性

上記事業の実施により、各地域において、NPO等の民間支援団体を活用した効果的な事業運営が行われており、今後も、引き続きNPO等との連携を図って行くこととする。

ウ 民生委員及び児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。
(厚生労働省社会・援護局)

事業概要及び実績

○民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で、必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする都道府県・指定都市が行う事業に対し支援している。

【補助交付実績】

(平成20年度)

都道府県・指定都市
57,333千円

(平成21年度)

都道府県・指定都市
54,882千円

(平成22年度)

都道府県・指定都市
68,532千円

(平成23年度)

都道府県・指定都市
56,339千円

(平成24年度)

都道府県・指定都市
62,668千円

予 算 額

20年度

195億円
の内数

21年度

210億円
の内数

22年度

240億円
の内数

23年度

200億円
の内数

24年度

237億円
の内数

25年度

250億円
の内数

評価・今後の方向性

地域の実情やニーズにあった研修の開催等により、地域福祉の担い手として活動する民生委員・児童委員の資質の向上が図られており、現行施策を引き続き実施する。

エ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用の推進を図る。（厚生労働省社会・援護局）

事業概要及び実績	<p>○日常生活自立支援事業（18年度までは地域福祉権利擁護事業） 都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会が実施主体。窓口業務は、実施主体から委託を受けた市区町村社会福祉協議会等が実施。</p> <p>【相談援助件数】</p> <table border="1" data-bbox="539 496 1839 596"> <tr> <td>（平成20年度）</td> <td>（平成21年度）</td> <td>（平成22年度）</td> <td>（平成23年度）</td> <td>（平成24年度）</td> </tr> <tr> <td>879,523人</td> <td>1,021,489人</td> <td>1,157,756人</td> <td>1,241,086人</td> <td>—人</td> </tr> </table> <p>【利用契約者数】</p> <table border="1" data-bbox="539 628 1839 729"> <tr> <td>（平成20年度）</td> <td>（平成21年度）</td> <td>（平成22年度）</td> <td>（平成23年度）</td> <td>（平成24年度）</td> </tr> <tr> <td>9,142人</td> <td>9,434人</td> <td>10,346人</td> <td>10,933人</td> <td>—人</td> </tr> </table>												（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	879,523人	1,021,489人	1,157,756人	1,241,086人	—人	（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）	9,142人	9,434人	10,346人	10,933人	—人
（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）																												
879,523人	1,021,489人	1,157,756人	1,241,086人	—人																												
（平成20年度）	（平成21年度）	（平成22年度）	（平成23年度）	（平成24年度）																												
9,142人	9,434人	10,346人	10,933人	—人																												
予 算 額	20年度	195億円 の内数	21年度	210億円 の内数	22年度	240億円 の内数	23年度	200億円 の内数	24年度	237億円 の内数	25年度	250億円 の内数																				
評価・今後の方向性	<p>本事業の実施により、親族による金銭搾取等や消費者被害の発見や、利用料の支払いが遅滞する等トラブルになりやすい利用者について利用料の支払いが円滑に行われるなど、事業者にとっての困難ケース解消につながる等の効果が見られる。</p> <p>相談援助件数、利用契約者数ともに年々増加してきており、本事業に対するニーズは今後拡大すると考えられることから、窓口業務を行う市町村社会福祉協議会等の拡充を図っている。また、19年度から事業内容に即した「日常生活自立支援事業」と事業名称を改め、より一層の利用促進を図っている。</p>																															